

情報なんぶ

平成25年2月15日発行

南部町行政だより 第116号

企画政策課 電話66-3113

<http://www.town.nanbu.tottori.jp>

mail to / kikaku@town.nanbu.tottori.jp

■ 津波警報が変わります ■

気象庁では、平成25年3月7日から改善した津波警報の運用を開始します。巨大地震の発生により東日本大震災級の津波を予想した場合、大津波警報に「巨大」という言葉を用いて発表しますので、最大限の避難を行います。

新しい津波警報などの詳しい内容は、気象庁ホームページをご覧ください。もしくは検索サイトで「津波警報が変わります」と入力し、そのリンク先に移動してください。

また、津波警報などを見聞きした場合、直ちに安全な場所（高台や避難ビル）へ避難をすることが重要ですが、海岸付近で「強い揺れ」「長くゆっくりとした揺れ」を感じた場合も自らの判断で直ちに安全な場所へ避難することが重要です。いざという時には、自らの判断で安全な場所へ避難して、命を守ってください。

【問い合わせ先】鳥取地方気象台 防災業務課 TEL 0857-29-1313



■ 原付・軽自動車等の廃車・名義変更等の手続きはお早めに！ ■

軽自動車税は、原付・農耕車・軽自動車等を4月1日に所有（使用）している方が課税されます。

スクラップ等廃棄処分しても廃車申告をしていない場合や、他の人に譲り渡したが名義変更の申告をしていない場合など、そのままにしておきますと、いつまでも税金が課税されます。早めに廃車又は名義変更等の手続きをして下さい。

【手続き先】

○ 原付（125cc以下）・農耕車等の場合 … 税務課（法勝寺庁舎）TEL 66-4802

町民生活課（天萬庁舎）TEL 64-3781

○ 軽自動車（2輪）の場合 …（社）全国軽自動車協会連合会鳥取県事務取扱所

TEL 0857-28-7021

○ 二輪の小型自動車（250cc超～）の場合 … 中国運輸局鳥取支局 TEL 0857-22-4154

○ 軽自動車（3輪・4輪）の場合 … 軽自動車検査協会鳥取事務所 TEL 0857-28-7001

又は、二輪・自動車販売会社へお問い合わせください。



■ ゆうちょ銀行でも納付できるようになります！ ■

4月から税金などの納付がゆうちょ銀行（郵便局）でもできるようになります。町内5ヶ所の郵便局はもちろんです。中国5県内のゆうちょ銀行で納付ができます。

今までに発行させていただいた納付書では、納付書の右肩に公のマークが入っているものしか使えませんのでご注意ください。詳しくは納付書に記載してある担当課にお尋ねください。

■ 金融機関での納付にご協力をお願いします！ ■

新年度から、取扱金融機関の拡大にともない、役場での税金や使用料などの取り扱いを、最小限に縮小させていただきます。住民票、戸籍など証明書発行手数料などは今までどおり窓口で取り扱わせていただきますが、税金や使用料などはできるだけ金融機関やコンビニで納付いただきますようご協力をお願いいたします。

詳しくは納付書に記載してある担当課におたずねください。

■ 春の全国火災予防運動について ■

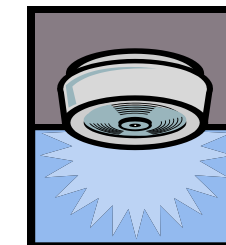
これから、暖かくなるにつれ空気の乾燥や季節風などにより、火災が発生しやすい時季を迎えます。一人ひとりが火の取扱いに十分注意し、火災の予防に努めましょう。

防火標語

『消すまでは 出ない行かない 離れない』（平成24年度全国統一防火標語）

『山の火事 もとは小さな 火種から』（平成25年全国山火事予防運動統一標語）

運動期間：平成25年3月1日（金）から7日（木）までの7日間



★住宅防火 いのちを守る 7つのポイント★

3つの習慣

○寝たばこは、絶対やめる。

○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

○ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

○寝具、衣類及びカーテンから火災を防ぐために、防災品を使用する。

○火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

■ 気になる年金記録をもう一度ご確認ください ■

いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない年金記録が残っています。

ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配な方は、米子年金事務所にご相談ください。

特に、①転勤が多い方②ご結婚されて名字が変わられた方③いろいろな名前の読み方がある方はご注意ください。

詳しくは米子年金事務所窓口または電話にてお問合せください。

【問い合わせ先】米子年金事務所 TEL 34-6111

■ 家畜を飼育する皆様へ ■

～頭羽数等に関する届出をお願いします～

鳥取県西部家畜保健衛生所からのお知らせ



家畜伝染病予防法が改正され、家畜等(牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚、いのしし、鶏、うずら、あひる、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥)を飼育されている方は、毎年2月1日現在の頭羽数等について、下記により届出書を提出していただくこととなっています。

この届出がなされない場合、罰則が適用される場合がありますので、御理解と御協力をお願いします。

記

【届出先及び問い合わせ先】

鳥取県西部家畜保健衛生所(〒689-4213 西伯郡伯耆町金屋谷 1540-17)

TEL 62-0140

または南部町産業課(天万庁舎2階)

TEL 64-3783

【提出期限】

(1) 牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚、いのしし	平成25年4月15日
(2) 鶏、うずら、あひる、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥	平成25年6月15日

【届出様式の入手方法】

- ・南部町産業課(天万庁舎2階 TEL :0859-64-3783) 及び鳥取県西部家畜保健衛生所窓口
- ・鳥取県西部家畜保健衛生所ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/seibukahou>

■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ ■

認知症の方の介護をしている家族のつどいを開催します。

介護についての日頃の思いを話し合い、仲間づくりやリフレッシュをする会です。

毎月「認知症の人と家族の会」より相談員が来られ、認知症について勉強をしたり介護についての相談・アドバイスを受け取ることができます。

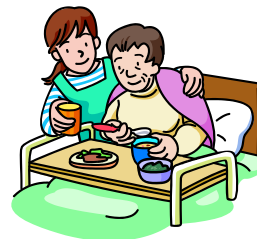
*参加申し込みは不要ですので、お気軽にご参加ください。

【日 時】3月15日(毎月第3金曜日)午前10時～12時

【場 所】健康管理センターすこやか

【参加費】100円(茶菓代)

【問い合わせ先】健康福祉課(すこやか)担当:加藤 TEL 66-5524



■ 平成25年度南部町非常勤職員等の募集について ■

平成25年4月1日から勤務していただく非常勤職員及び臨時的任用職員を募集します。

【提出していただく書類】 平成25年度南部町非常勤職員等採用申込書、
履歴書(市販のA4版のもので写真を必ず貼付)

【提出締切】平成25年3月8日(金) (郵送の場合は必着)

【提出先】〒683-0351 南部町法勝寺377番地1

南部町役場 総務課

【選考方法】面接による選考 3月中旬に実施予定(※応募者の方に別途お知らせします。)

【募集職種・業務内容・応募資格】

■非常勤職員

募集職種	業務内容	応募資格
学校主事	各学校での事務補助等	・パソコンを使用して、簡単な文書等の作成ができること ・普通運転免許

■臨時的任用職員

募集職種	業務内容	応募資格
臨時的任用職員	事務補助	・パソコンを使用して、簡単な文書等の作成ができること ・普通運転免許
臨時的任用職員 (林道作業員)	町道・林道の管理作業 (草刈・伐採など)	・普通免許運転(AT限定不可)

※健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

平成25年度 南部町非常勤職員等採用申込書

平成____年____月____日

住所 _____

氏名 _____

平成25年度の採用を希望しますので、履歴書を添付して申し込みます。

希望職種	給与	勤務時間	希望職種に○
非常勤職員(学校主事)	時額 840円	週37時間45分	
臨時的任用職員(事務補助)	日額 6,510円	週38時間45分	
臨時的任用職員(林道作業員)	日額 6,510円	週38時間45分	

※ 通勤手当は片道2km以上の方に支給します。(ただし、上限6,500円。学校主事は支給なし)